

高知大学理工学部人事委員会規則

平成29年2月27日
規則第64号

(趣旨)

第1条 高知大学理工学部教授会規則第9条第1項の規定に基づき、高知大学理工学部人事委員会（以下「委員会」という。）を置き、同条第2項の規定に基づき、委員会に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、高知大学理工学部教授会規則第5条第5号に定められた次の事項について審議する。

- (1) 教員の採用及び昇任の発議に関すること。
 - (2) 教員の配置換及び転任の発議に関すること。
 - (3) 教員の資格基準に関すること。
- 2 非常勤講師の採用、解職については別に定める。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 学科長
- (4) 各学科から選出された教員 各1人
- (5) 各附属施設から選出された教員 各1人
- (6) その他委員長が指名する教員

2 本学部に専任担当として配置後6ヶ月を経ていなければ委員になることができない。

3 第1項第4号から第6号までに掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、学部長をもって充てる。

(招集)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の4分の3以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則施行後最初の委員については、第3条第2項の規定は適用しないものとする。